

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会 : 会報

## 河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会ニュース

NO18 発行：2008年9月1日

連絡先：〒186-0001 東京都国立市北1-1-6 コーポ翠1階

多摩島嶼教職員組合（略称：多摩教組）TEL 042-571-2921 Fax 574-3093

郵便振込口座：00110-4-279595 河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

<http://www.din.or.jp/~okidentt/nezusan.htm>

<http://homepage2.nifty.com/kaikosasenaikai/>

### 公務員も首切り自由？！ 都教委にとって「能率」の悪い教職員の解雇に道を開く 「分限指針」は撤回を！

都教委は7月15日、「分限事由に該当する可能性のある教職員に関する対応指針」（「分限指針」）なるものを策定しました。首切り自由の規則です。都の一般職員には総務局から5月に出されており、その教職員版が今回出されたものです。

「勤務実績が不良」「職への適格性に疑念を抱かせる」例としてあげた21項目を見ると、「職員」を「教職員」に、「来庁者」を「保護者」に字句修正し、後ろ(19)～(21)に「指導力不足等教員」の定義と全く同じ文言を付け足しています。都教委は、今年の「君が代」不起立者に対して7月22日に強行した再発防止研修時にこの指針の解説をしたそうですが、そのために急ごしらえをした粗雑な代物、「分限指針」で黙らせようと思ったものに違いありません。

都教委が言う「能率」の悪い教職員の筆頭に挙げられるのが、「職務命令を拒否する」「君が代」不起立者でありましょう。思想・信条でクビを切るというのは、戦時下の学校そのものです。しかし、思想・信条を隠した人もその対象にされます。

例(15)を見ると、「当日連絡での休暇の取得」者がその対象になっています。都教委は07年3月には、「疾病」「介護・育児」を抱える教職員に退職勧奨を校長が行うよう極秘文書を出していますが、同指針はそういう人を分限免職に持って行きやすくしました。人生の一過程において病気や介護等の事情が生じるのは当たり前のこと、全員が分限免職の対象者です。「自己責任」の極みです。また、業績評価最下位「D」を各学校から出すよう都教委は指示していますが、それも分限免職の格好な材料にしてくる恐れが十分にあります。教員免許10年更新制も作動すると、クビ切り方法は幾重にも用意されることになります。

「初めは『君が代』不起立者だけが攻撃の対象。自分には関係のないことと、嵐の過ぎるのを待っていた。いよいよ自分の身に及んだ。気づいた時には遅かった。」とさせてはなり

ません。

国の人事院が06年10月に同様の通知を出しており、この動きは全国に波及する危険があります。公務員の免職が自由になるということは、今でさえ大勢のワーキングプアを生み出している民間の不安定雇用・低賃金・賃金格差にさらに拍車がかかること必至です。それまで「中流」の生活をしてきた人がある日、生活困窮者になる、子どもたちはイラクに兵士として行くという、アメリカの二の舞はそこまで来ています。若い人ほど切実です。

東京の教職員や都職員の皆さん、都教委及び都に対して「分限指針」撤回を迫りましょう。全国の人たちにこの事態を知らせましょう。そして具体的に来春、河原井さん・根津さんに対し、分限免職を発動させてはなりません。その手始めとして、解雇をさせない会では、8月29日、都教委包囲ネット主催の行動の中で、「分限指針」についての公開質問状を提出しました。都教委の責任ある回答を求めていきます。

分限処分とは、あまり耳慣れない言葉かと思いますが、処分には、懲戒処分と分限処分があります。懲戒処分は「わいせつ」とか「職務命令違反」とか、その行為の是非はさておいても、地方公務員法違反、「非違」行為に対するの制裁です。それに対し、分限処分というのは「公務能率」確保のために行うとされています。

#### ◆都が示す「勤務実績が不良」「職への適格性に疑念を抱かせる」場合の例◆

- (1) 果たすべき職務を遂行できない。
- (2) 割り当てられた特定の業務を行わない。
- (3) 業務のレベルや作業能率が著しく低い。業務ミスを繰り返す、業務を一人で完結できない。
- (4) 業務に対する知識が著しく欠如。
- (5) 上司等から研修受講命令を受けたにもかかわらず研修を受講しない。又は研修を受講したものの研修の成果が上がらない。
- (6) 上司等から受診命令を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく、指定医師の診断を受けない。
- (7) 職務命令違反、職務命令を拒否、独善的に業務を遂行する。
- (8) 上司等に対する暴力、暴言、ひぼう中傷を繰り返す。
- (9) 協調性に欠け、他の教職員と度々トラブルを起こし、他の教職員の業務遂行を妨害する。
- (10) 保護者、地域の方々、来校者及び電話等の対応で的確な説明や対応ができない。
- (11) 他の教職員や上司等とのコミュニケーションが著しく欠如。
- (12) 長期または繰り返し欠勤したり、遅参・早退を行う。
- (13) 度々無断で離席し、勤務を欠く。
- (14) 過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行う。
- (15) 当日連絡での休暇の取得が多い。
- (16) 短期間の病気休暇を頻繁に繰り返す。
- (17) 病気休暇や病気休職を繰り返し、勤務実績がいちじるしく少ない。
- (18) 病気休暇や病気休職により療養中でありながら、その療養に専念しない。

(19) 教科に関する専門的知識、技術等が不足している。

(20) 指導方法が不適切である。

(21) 児童、生徒の心を理解する能力又は意欲に欠けている。

(19 から 21 に「指導力不足等教員指針」の文言を付け加えている。規則相互の整合性に矛盾が生じる。)

■下の2本を都教委包囲行動時に都教委に提出しました■

## 公開質問状

2008年8月29日

東京都教育委員会御中

河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

貴委員会が2008年7月15日に発出した「分限事由に該当する可能性がある教職員に対する対応指針」（20教人職員第742号、以下「分限指針」と略します）について、以下の質問に答えて下さい。

1. 「分限指針」策定の経緯について

- ①この「分限指針」は、いつ頃から検討してきたものですか？
- ②教職員懲戒分限審査委員会に諮問・答申されたものでしょうか？ 策定までに、委員会の審議は何回開かれ、計何時間ほど議論しましたか？ それとも、会議は開かず、稟議で決定したものでしょうか？
- ③「分限指針」を策定するにあたって、教育庁幹部以外の人たち、弁護士や学者、医師、保護者や都民の意見を聞きましたか？
- ④「分限指針」の内容は、総務局が5月に出した「分限事由に該当する可能性がある場合の対応措置」とほとんど同じですが、総務局の「分限指針」のファイルを打ち直して作成した文書ですか？
- ⑤総務局の「分限指針」を参考にするにしても、教育庁の「分限指針」を策定するにあたって、教育現場の特性は、どのように考慮され反映されていますか？

2. 「国旗・国歌」に係わる職務命令違反の被処分者に「分限指針」を適用するのにか  
について

- ①ーa 根津さん、河原井さんは、「国旗に正対して起立し、国歌を斉唱せよ」という職務命令には、どうしても従うことができません。このことは、「分限指針」第五にある例示(7)の「法律、条例、規則及びその他の規程又は職務命令に違反する、職務命令を拒否する」に該当しますか？

- ①－b 例示（7）にいう「職務命令」には、裁判所が違憲・違法と判断した職務命令、適法性についての裁判所の判断が分かれている職務命令も、含まれますか？
- ②－a 根津さん、河原井さんは、「服務事故再発防止研修」を受講しましたが、自らの思想・良心、教育者としての信念を曲げることができず、不起立を続けています。このことは、例示（5）にいう「研修を受講したものの研修の成果が上がらない」に該当しますか？
- ②－b 例示（5）にいう「研修」には、裁判所が違憲違法となる可能性を指摘した「公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える」研修も含まれますか？
- ③－a 根津さん、河原井さんは、「国旗・国歌」に係わる職務命令違反を理由に、戒告、減給に始まり、停職6ヵ月にいたる懲戒処分を受けながら、不起立を続けています。このことは、例示（14）にいう「過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行い、都及び教職員に対する信用を著しく失墜させている」に該当しますか？
- ③－b 例示（14）にいう「懲戒処分」が裁判で係争中で確定していない場合にも、「懲戒処分を受けたにもかかわらず再び非違行為を行った」として分限免職の対象になりますか？ また、過去の懲戒処分が取り消された場合には、「懲戒処分を受けたにもかかわらず再び非違行為を行った」としてなされた分限免職処分は、どうなりますか？
- ③－c 例示（14）に該当するかどうかを都教委が判断する場合に、「過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行」ったという形式的事実だけでなく、それが「都及び教職員に対する信用を著しく失墜させている」かどうかを考慮しますか？ 考慮するとすれば、都教委のいう「非違行為」や処分についてのマスコミの論調や世論調査結果をその判断材料にしますか？
- ④－a 都教委は、起立・斉唱は教員の職務であるとして、子どもたちに手本を示す指導として位置付けています。しかし、根津さん、河原井さんは、命令服従、国家忠誠表明の率先垂範などできないとして、子どもたちの自主的な判断による不起立の選択可能性を示すためにも、不起立を続けています。このことは、例示（19）（20）にいう「児童、生徒に対する学習指導を適切に行うことができない」に該当しますか？
- ④－b 04年3月16日の都議会で、横山教育長（当時）は、担当クラスの多数の児童生徒が国歌を歌えない、歌わない場合、「指導力が不足しているか、学習指導要領に反する恣意的指導があった」と見なすと答弁しました。実際、生徒不起立の結果責任をとらせるかのように、HRや授業での「内心の自由の説明」が「不適切な指導」であるとして、嚴重注意、注意、指導などの制裁措置がとられています。  
HRなどで「内心の自由の説明」を行うことも、例示（19）～（21）に該当しますか？

### 3. 「指導力不足等教員」と「適格性欠如」の関係について

根津さんは、多摩中学校に在職していた2001年9月に、多摩市教育委員会によって「指

「指導力不足等教員」として申請されたことがあります。幸い、認定には至りませんでした。指導力不足等教員制度が教育行政の不正な動機・目的から濫用される危険性を示した事件でした。

今回、例示(19)～(21)で「指導力不足等教員」の定義が列挙され、「分限事由に該当する可能性がある」とされていることには、重大な危惧と疑問を感じざるをえません。そこで、お伺いします。

①例示(19)～(21)は、「指導力不足等教員の取り扱いに関する規則」の第2条2の1号から3号に掲げる定義と同じですね？それは、地方教育行政第47条の2の「児童又は生徒に対する指導が不適切であること」の該当例として文科省施行通知(13文科初第571号)で示されたものであり、教育公務員特例法第25条の2にいう「指導が不適切である」こと具体例として文科省施行通知(19文科初第541号)で示されているものでもありますね？

②「地公法第28条第1項各号、第2項各号に該当する者」は、地方教育行政第47条の2の措置の対象から、法文上も除外されており、上記19文科初第541号でも、「教員としての適格性に欠けるものや勤務実績がよくない者等、分限免職、分限休職に該当する者」は、「指導不適切」認定－「指導改善研修」の対象とは区別されていますね？

③例示(19)～(21)を「分限事由に該当する可能性がある」とすることは、「指導力不足等教員」「指導が不適切である教員」と「分限免職や分限休職に該当する者」の取り扱いを混同するものではありませんか？

また、「指導力不足等教員」に対して「分限事由に該当する可能性がある」という取り扱いをしたのでは、「指導力の回復・向上」が目的であるはずの「指導改善研修」も、「指導や研修等を行ってもなお…矯正することのできない」として分限免職を行うための単なる手続きになってしまいませんか？

④「指導力不足等教員」の定義に該当する教員を、「指導改善研修」、それによる「改善の程度の認定」、その際の「専門家や保護者の意見聴取」、「行政系職員への転職選考」、等を経ることなく分限免職の対象とすることは、教育公務員特例法第25条の2に違反し、地方教育行政第47条の2の趣旨にも反するものではありませんか？

⑤「指導力不足等教員」ないし「指導が不適切な教員」、「教員として不適格」ないし「教員として失格」(※)、さらに地方公務員法28条1項4号の「職に必要な適格性を欠く場合」の定義、概念は、それぞれどのように区別されるのか、説明して下さい。

※「教員として不適格」「教員として失格」という文言は、「指導力不足等教員への対応に関する指針」で都教委が使用している用語です。

「分限事由に該当する可能性がある教職員に関する対応指針」の

## 即時撤回の要請

2008年8月29日

東京都教育委員会教育長 大原 正行様

河原井さん・根津さんらの「君が代」解雇をさせない会

貴教育委員会が7月15日都立学校長と区市町村教育委員会教育長宛てに通知された「分限事由に該当する可能性がある教職員に関する対応指針」（以下「分限対応指針」という）を私達は次のように捉えました。

「分限対応指針」は懲戒免職処分の脅しに屈することなく自らの思想信条と教育者としての信念を貫き「君が代」不起立で強制への抵抗続ける根津さん、河原井さん、多くの教職員を「分限免職」で解雇するという脅しであり、手段であると。

それは7月22日の「再発防止研修」で、貴教育委員会（以下都教委という）が減給処分者にこの「分限対応指針」を持ち出し、「講義、説論」したという事実からもあきらかです。

都教委は「分限対応指針」の項目の中の「研修しても研修の成果が上がらない」「職務命令に違反する、拒否する」「懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行う」等を使って根津さん、河原井さんらを「適格性欠如」に該当すると形式的にあてはめ分限免職（解雇）にしようとしているのではないですか。

都教委のやっていることはデタラメで矛盾だらけです。

都教委は体罰を2度にわたり行い減給処分を受けた教職員がさらに体罰を2度おこなったにもかかわらず戒告処分（2008、2、21）とし、痴漢を働き免職にした副校長について人事委員会が停職6ヶ月に軽減した（2008、4、21）ら、その副校長を復職させています。「君が代」不起立、不伴奏での累積加重処分や予防訴訟9、21判決等への対応とあまりに違う都教委の姿勢は都教委にして弁明の余地はありますまい。

「君が代」不起立で教職員としての信念を貫き続けるものを累積加重処分にし、「分限免職」まで画策するのは平等原則に反します。そもそも「君が代」斉唱時「不起立」は思想信条、教育観の違いであり処分の対象ではありません。

都教委の教育行政は儀式を通じて子どもに国家忠誠心を刷り込むため、教職員を累積加重処分等でがんじがらめにし、そのことのみを重点を置く、非常に偏向したものです。

都教委への「絶対服従」のみが「教職員の適格性」だということですか。転向強要に屈しない者を解雇するというのはレットページです。絶対に認めることはできません。

さらに「分限対応指針」は「勤務実績不良」「適格性欠如」「作業能率が著しく低い」等々で経験の少ない青年教職員や困難をかかえながら教職を続けようと懸命に努力している教

職員を分断、差別、孤立させ、分限免職処分に追い込むものです。教職員免許法改悪により、分限免職で免許失効とされ、教職員として生きること、生活権すら奪われるという重大な問題をはらんでいます。

「分限対応指針」は人事考課制度、免許更新制度、キャリアアップ研修制度、主任教諭・給料表導入等の教職員を分断し、競争させる人事管理政策とからめ、それを集大成して都教委の意に沿わぬ教職員の首切りを自由とする新たな段階にふみこんだ許しがたい攻撃です。

申し上げたいことは多々ございますが、まずは以上の理由から  
2008年7月15日通知された「分限対応指針」の即時撤回を強く要請いたします。  
と同時に担当者との直接の話し合いをこころから要請いたします。

====

## 06年裁判 証人尋問法廷報告

根津公子

久しぶりに太陽が顔を覗かせた8月27日は、全日、証人尋問でした。

私、根津の証人尋問に被告都教委側から持田浩志都多摩事務所指導課長（当時）と福田立川二中校長が、原告側から教え子が立ちました。河原井さんについては被告都教委側からの証人尋問は前回終えており、今回は原告側証人として保護者が立ちました。その様子をお伝えします。

傍聴して下さった皆さま、ありがとうございました。いつも直前に傍聴お願いのメールを出しているのですが、前回大勢の方が来てくださり、傍聴できなかった方が多くいらっしやっただので、それでは申し訳ないと思い、今回はメールを遠慮しました。そうしたところ、傍聴席は空席が目立ち、裁判長や都教委の受け取り方が気になりました。上手くいかないものです。次回は、また、メールでもお知らせさせていただきます。

### ■持田指導課長一都の教育行政を牛耳る暗黒の右翼人脈が浮き彫りに

氏は、現在武蔵村山市教委教育長の座にあり、2000年国立問題（注1）当時は都教委から国立市教委へ派遣され、学校指導課長にあった人物。

今回の尋問に当たって本人が提出した「陳述書」には、「（多摩地域では）平成11年以前は日常的にも『国歌』とは言わず『君が代』と言う教員が多く」などの記述があり、氏の特殊な思想性が覗かれた。また、10・23通達について室課長会（市町村教委の室長・課長を集めた会）で説明したかについて、別事案の証人尋問で「記憶が定かでない」「私の記憶にはない」と証言したことを、また別の事案で他の証人が「11月4日に持田課長から話があった」と証言したことから、とぼけるわけには行かなかったのか、「11月4日に2～3分お話をし

ました」と記している。

尋問の主だったもの、幾つかを紹介します。正確な記録をしていないので、あくまでも根津の受け取り方であることをお断りして。

① 氏が、2006年2月11日（建国記念の日）に現職（文京区立誠之小）校長として東京都教育研究連盟（注2）の結成に参加し、現在まで副会長の任にあることを確認したうえで、

- ・ 「それを不適切だとは思わないか」——「不適切だと思わない」
- ・ 「東京新聞によると、結成大会の記念講演は都教育委員の米長邦雄氏で、『従軍慰安婦や南京大虐殺はでっち上げ。間違った歴史教育のために父母や祖父母を尊敬できない気持ちが生まれ、日本の若者がだめになった』と話したのは記憶にありますか」——「一言一句、…覚えていない」。

「この講演内容は、『特定のイデオロギー』『一方的な見解の教授』とは思いませんか」——「新聞報道は前後の文脈を切っているから、米長氏に聞かないとわからない」。

- ・ 結成時の役員に国立時代の教育行政経験者が多くいることについては、「知人をお誘いした」と言う。

検定教科書にすら記載された歴史の事実を嘘と決めつける組織の役員に、現職の校長として、教育長として当たり、それを不適切と思わない人物が、公正かつ公平な教育行政を行うはずがない。教育行政の政治的中立性を逸脱している。東京の教育行政は右翼人脈で動いていることが見えてくる。

② 10・23 通達の後、「東京都多摩教育事務所指導課」が出した文書が多数ある。私たちはそれを見つけ出した。（ア）「卒業式の適正な実施に向けて」（平成16年12月10日）（注3）、（イ）「入学式・卒業式の適正な実施にかかわる学校経営のポイント（改訂版）」（平成16年1月6日）など。

（ア）は「室課長会であくまでも情報提供として配った(そのとおりやるよう、指導していない)」と消極的に言う。（イ）は持田氏が国立で先鞭をつけた手法そのまま。誰が作成したかと問えば「担当者」、「決裁はあなたですね」と問われて初めて「はい」。「私は配っていない。指導主事が渡したかもしれないが」と逃げる。

③ 国立二中の卒業式の写真を掲載し、国旗掲揚・国歌斉唱の実施態様別調査結果を報道した産経新聞記事（2003年5月26日）を示し、「この記事は見ていますか」「あなたが提供した写真ではないですか」と聞くと、「今回の書証で見ました（それまでは見たことがない）」「私には取材がなかったが、指導主事への質問はあったかもしれない」と言う。

指導主事が上司である持田課長の許可も指示もなく、独断で文書を配ったり、取材に応じるはずがないでしょう。ということは、②③を事実上みとめたということ。

④ 都教委の言う「適正実施」が達成されていない市や学校について、多摩教育事務所が「重点指導地域」や「重点校」に指定したことについて。

別事案でK市の室長が「K市は重点指定地域に指定された」と証言したこと、また、K市の校長が「重点校になっている」と発言したことが書かれた文書を示して質すと、氏は、「(そういうことばを)使ったこともある」「経営困難校とか…言った」とそのことば自体は認めた。認めざるを得なくなったのだろう。では、どこが、重点指導地域や重点校を決めるか？それは、多摩教育事務所しかないだろうに。指導課長の責任と権限で行ったことは明々白々。

- ⑤ 「重点」に指定した地域・学校を多摩教育事務所が「指導・助言」と称して圧力をかけるために訪問したのは容易に想像される。「多摩教育事務所は『重点』に指定した地域や学校を訪問したのではないか」と聞けば、「市教委・学校から要請のあった時に行く」のだと言う。

しかし、2004年9～11月の氏の旅行命令簿を見ると、氏が訪問した学校の多数が不起立者のいる学校（訪問校11校のうち、少なくとも7校が不起立者のいる学校(注4)）である。偶然の一致ではないことの察しは容易につく。

9月29日に立川二中を学校訪問したのは、「市教委・学校からの要請だった」（後述の校長証言を見てください）「(二中校長は)久しぶりに校長に戻ったので、主幹など新たな制度を実際に知りたいということで訪問した」と氏は言うが、その前年まで福生市の室長として、主幹など新たな制度についても校長を指導・助言してきた人が、指導・助言を必要とするはずはない。「校長からの話がメインで、帰り際、『校長から新聞に取り上げられた根津がいるんですよ』という話はあった」と言う。氏の方から根津についても卒業式についても話題にしなかったとは、余りにも不自然。

持田氏がどんな人物か、そして、氏が多摩事務所指導課長として10・23通達を徹底させるために国立市で使った手法を駆使して行った多摩地区市町村教委の支配の実態の一部が浮かび上がった。

注1：それまで「日の丸・君が代」が一切実施されていなかった国立市で、卒業式に「日の丸・君が代押しつけ反対」の意思表示としてピースリボンを着用し、校長室にいつ「日の丸」を下ろすのか聞きに行った教員17人を都教委が介入して処分。以降、「正常化」の名のもとに、例えば、「外部の人材の効果的活用」として「職員会議の傍聴」をするなどの「改善策」を打ち出し、実施し、あるいは実施させた。教員の異動も同時に行い、子どもが主人公であった国立の教育は破壊させられた。

注2：産経新聞(2006・2・20)は、この組織について「全教参加の都教組や日教組傘下の東京教組、都高教に対抗する組織として発足した」と説明し、「日本の美しい伝統と文化、美しい日本人の心を育てる教育を創造し、…特定のイデオロギーを教育現場に持ち込まず、教育正常化への組織的取り組みを始めたい」と挨拶した会長のことばを紹介している。役員8人中4人が持田氏と、氏の国立時代の教育長・校長たち。持田氏が「お誘いした」以外の役員も、皆現職の校長。

注3：「10・23通達『実施指針』を踏まえて」「指導の徹底を」と書き、会場設営は、「卒業生だけでなく、在校生も正面を向く配置にする」「会場中央空きなし→学校行事と児童会の集会活動を混同しないよう

に十分配慮する必要がある」とこと細かく書いて、それを強要するために作られたとしか読めない文書。「10・23 通達は都立学校に向けて出したもので、区市町村市教委には紹介しただけ」と言ってきた都教委及び多摩教育事務所(ここでは多摩教育事務所)の介入支配を裏付ける。

注4: 不起立者のいる学校——この年度は、私も含め、小中学校では不起立でも処分されなかった教員がかなりいた。その多摩地区の学校名が不起立者数とともに2004・4・3付け産経新聞多摩版に掲載された。この情報を提供できる立場にあった人とは…?

## ■ 苦渋の表情で福田校長

校長は2003年度まで福生市教委の室長で、2004年私が立川二中に着任した時に校長として着任した。都教委が異動要綱を改訂し、「校長の人事構想により、1年度の異動(追い出し:筆者)可」とした2003年以来、私が2年続けて在職できたのは、ここ立川二中だけ。あとはすべて単年度の異動をさせられている。それが「都教委の指示」であることを、私は関係者から知らされてきた。

さて、校長が真実を証言してくれるか、祈るような気持ちで聴いた。

- ① 福生の室長であった2003年、10・23通達を受けて同市教委が出した通達について、「教育委員会が校長に対して出した職務命令として受け取っていただきたい」と説明した福田室長・校長に、ならば、立川市教委が2005年1月7日出した通達についても、「立川市教委が校長に出した職務命令と受け取ったのではないか」と聞いたところ、「そうは受け取っていないが、遵守はする」と。

「『適正』に実施できなかつたら、校長に降格とかありますよね」には「うーん」、「監督責任を問われることになりますよね」には「そう」。しかし、「職務命令を出さないまま不起立があつたら…、そういう場合、職務命令を出さざるを得ないですよ」には、「市教委は『校長の判断で』と言っていて、強制はしていない」と苦し紛れ(?)の弁。畳み掛けるように、「上位の者が下位の者へ職務命令として通達を出したら、強制力があるのではないか」と聞くと、「そうでしょうね。命令としてとっていただいても仕方ない」と言い、事実上立川市教委の通達が市教委から校長への職務命令であったことを認める形となった。

- ② 2004年の入学式では、私は外回りの仕事を与えられていた。それについて校長は、「根津さんの入学式での不起立を都教委は狙っていたから、生活指導部にしてもらった。3月の時点での校務分掌は教務部だったので、前校長に変更してもらった」と、私に話してくれていた。それについて、「根津に話しているでしょ?」と聞いたら、「あります」と正直に答えてくれた。しかし、である。「そうであれば、処分を回避したかったという気持ちでしたよね」という問いには、「見解の相違です」と跳ね除けた。

校長が本心を語ってくれたことをこれまで私は外に漏らしたことはない。校長に不利益・嫌がらせがあることがわかるからだ。しかし、裁判で、「職務命令は校長の判断で

出したもので、教育委員会からの指示命令で出したものではない」とされ、職務命令は正当であり、従って、処分は合憲合法とされる時に、黙るわけには行かなかった。

- ③ 「根津を説得して停職や免職を避けようと考えていたのではないですか」との問いには、「校長として自校の教員が服務事故のないようにしたいのは当たり前、私の本心です」「免職だけは避けたい。『立ってほしい』と根津先生に言った」。福田校長に限らず、処分をしたくない、というのが、東京の多くの校長たちの本心であるはずだ。
- ④ 「根津が教員としての責任、良心から立てない、という気持ちは理解できるでしょうか？」には、「個人のことなので、差し控えます」。「差し控える」と言うことは、暗に「理解できる」と証言しているように聞こえるのは、私だけだろうか？ しかし、そのことばを打ち消すように、「職務命令は教育者の信念として出している」と！
- ⑤ 2004年4月の職務命令書と、その後3回の職務命令書には文言上の違いがあり、後者では、「卒業(入学)式中は、式場内に留まり」と明記された。それについて、「外に出すな、と市教委から言われてのことではないか」と聞いたところ、「一人のために変えたのではない。1・7通達が出たので、それを判断してのこと」と言う。

図らずも、1・7通達が校長にとって強力な拘束力のあることを証言することとなった。

- ⑥ 2004年9月29日に多摩事務所・持田課長が二中を訪問したことについて、「私は要請しておりません」。持田課長の証言を否定するものだった。
- ⑦ 私が2004年の秋に行った遺伝子組み換えの授業を参観した校長の評価記録用紙を示し、授業について聞いた。「根津先生はベテランであるので、指導の方法については優れている。通常。発想はいい。しかし、内容や題材については疑問があった。合成洗剤の毒性について言うなど」と言った。当時校長が書いたその記録用紙は、「指導の工夫」A～Dの、Aに丸がつけられ、「生徒の発見、発言を上手く引き出す発問はよい」「生徒が関心を持って、授業に参加している」等、記述されている。

合成洗剤を授業で取り上げることについては、やや激高して証言した。その当時の私の日記には、私と校長とのやり取りが詳細に綴られている。少なくとも、校長はその当時は、法廷での証言とは異なる受け止め方をしていたと思われる（校長批判を目的としないので、日記の公開は差し控える）。

「君が代」についての職務命令を除けば、本音で話ができて、1年で異動させなかった校長に私は感謝している。法廷での証言に納得は到底できないが、当時の感謝の気持ちに変わりはない。真実を語ったら危ないと思わせるほどに、東京の教育行政の圧力がすさまじいということである。

## ■正直に答えるから凜と映る教え子

高校生となった教え子が証言に立ってくれた。もうそれだけでうれしい。主尋問で彼女が

語ることばに、涙がにじんでしまった。

被告代理人の尋問はどれも、根津の偏向教育によって「君が代」は悪いと思わされたのだろうという筋書きのものだった。当時彼女が私に作ってくれたパネルに「憲法9条を守れ。それが石原知事に言いたかった一つの言葉です」と書いたことについて、「9条と君が代と関係あると思ったの?」「石原都知事と根津先生の処分とどう関係があると思ったの?」「教育委員会があるのを知らなかったのかな?」「根津先生が石原都知事の悪口を言ったのかな?」。彼女は、それぞれに、「関係あると思いました。戦争中の話を祖母から聞いたり、小学生の頃から本で読んだりして、戦争中と今の状況とまったく同じと思います」「都の政治が関係するからです」「いいえ、知っています」「いえ、言ったのは私です。先生は私の話に相づちを打って聞いてくれたのです。都のトップが変わらない限り、学校や処分も変わらない、と私は言いました」と答えた。

さらに追い討ちをかけるように、「根津先生は校長の職務命令に違反したことは知っていましたか」「なぜ根津先生がやめさせられると思ったのか。根津先生が言ったのではないの?」と聞いてきた。彼女は、「知っていました」「いいえ、私が思ったのです」。

彼女は「誘導尋問のように感じた」そうだが、それは誰の目にも明らかであったろう。

#### ■河原井さんの日常が見えるような証言をされた保護者

証人は、河原井さんが七生養護学校に在職していた時の保護者。PTAの役員をされていて、学校に頻繁に行かれる機会があったので、河原井さんの日常の授業や生徒たちとの触れ合いを身近に見て来られた方だった。

「小学部の教室で放課後河原井先生が蚕の世話をしているのを覚えています。蚕を通して生きているもの、命というものに子どもたちを触れさせようという試みだと聞き、忙しい養護学校でこんなに手のかかることまで、と感心しました。」また、七生養護の教員に聞いた話として、「激しい自傷、他傷行為を繰り返すある生徒のことに、何とか信頼関係を結び、『こころをひらく』喜びや安心感を持たせてやりたい、「かけがえのない自分」を発見させてやりたいと取り組み、学校の研究会でその意見を述べられる姿にその教員は圧倒されたそうです」と紹介され、「河原井先生は子どもたち一人ひとりの気持ちをとても大事にされる方でした」と締めくくられた。

被告代理人は、「子どものできること、できないことを区別して、できないことをやらせる必要はないと思っていたか」と聞いてきた。障がいのある子どもは、いわゆる健常児から、何かにつけて切り離しているのに、なぜ、「日の丸・君が代」だけは「学習権の保障」と称して養護学校(特別支援学校)に押し付けてくるのか、という原告の指摘・主張に切り込むつもの尋問だったのだろうが、彼女の「いいえ」で、それ以上は聞かなかった。

\*証人尋問はあと2回(10月6日、11月5日)を残すのみとなりました。

来春卒業式の処分の前に判決が出される予定です。\*

## 多摩中事件不当判決に対し控訴しました

根津公子

不当判決に対し、どうするか考え迷いました。不当だから即控訴の気持ちであっても、裁判にはお金がかかりますし、その後の「君が代」裁判が何件もあります。しかし、「減給3ヶ月処分を争う多摩中裁判は、その後の「君が代」処分の裁判での処分量定に直接的に影響を与えることから、控訴すべきと思う」という助言を長谷川さん（前多摩教組委員長）をはじめ何人かからいただいたりする中で、控訴に踏み切りました。7月29日、控訴をしました。裁判費用は引き続き多摩教組が負担してくれるとのこと、ありがたいです。

全国行脚 続いています  
「決してあきらめず  
雑木林の決意」とともに、  
河原 純子

### 雑木林の思想 —自分らしく生きたい わたしもあなたも—

停職6ヶ月（4/1~9/30 なんと長すぎる）の全国行脚には、新しい同行者がふたり増えています。2007/12/25の都庁前 One Day Actionの時の決意表明として読みあげた「決してあきらめず雑木林の決意」の、なが〜い巻き物と短冊版の愛らしい「決してあきらめず雑木林の決意」です。とっても心強いのです。短冊版は、暑く暑い中「解雇させない会」のメンバーがたくさん集まって作りあげた宝ものです。心から「ありがとう！！」です。

好評にて、いままでの行脚地に1000枚以上届いています。そして、これからも行脚のたびに届け続けたいと思っています。

時折「解雇させない会」のメンバーたちと「雑木林の闘いをしていこうね」と語り合っています。「統治者にとって雑木林の民衆は扱いにくいでしょうね。みんな、それぞれに自己主張し、人権を尊重しながら、いきいきと行き続けているわけですものね。競走なんてする必要ないわけだから、競争の強制にも「NO」、ましてや、命令などに服従するわけがないものね。おもしろい、なんか楽しそう！」と。そして、「それとは逆に、画一の人工林は、競争を強制して、命令だけしていればいい。命令に服従しなければ伐採して排除すれば完了でしょう。統治者にとって、なんと扱いやすいことか」と。語り合っています。これからの闘いを創っていくのに、大切なことをたくさん孕んでいるなと、実は、考えているのです。

雑木林の闘いは、髓（樹木の核・年輪の中心部）に「反権力」「反差別」を据えて、お互いにその検証を忘れずに、そして楽しく拡がっていくものと、確信しています。なに

せ、ひとりひとりが創り手ですもの。ラジカルなフィンランドの教育に通じますね。みんな実力発揮です。

### 行脚のあれこれ ～雑木林は増えています～

#### ① 四国行脚が実現しました。—今治より入る—

ピースネット企画の青山さんの声かけで「えひめ教科書裁判を支える会」の奥村ご夫妻と出逢えました。そこから四国行脚が創れました。弁護士に頼らない骨太裁判をすすめている愛媛の雑木林は、なぜかおおらか。革新系市民派の3人の女性議員のパワーにうれしく連帯しました。「君が代不起立」のDVD上映会が各地で初公開で入り、またひとつ拡げることができました。「東京の根津・河原井」と共闘して、この3月に「不起立」をした中学校教員と徳島で、解雇撤回闘争をしている青年労働者とも出逢い、親交を深めました。毎日、うどんの乾杯！！ コシがありおいしかったです。

#### ② 広島、山口、福岡、長崎、大分、熊本へ

解雇撤回闘争をしている「スタンダードブアキューム・石油自主労働組合」のキャラバン隊と同行しての行脚です。長崎の「8・6 ヒロシマ 8・9 ナガサキ反戦反核」で、久しぶりに益永さんに会いました。「決してあきらめず雑木林の決意」を読みあげた直後、わたしのところにとんで来て、「これは気持ちのいい詩じゃ。心が落ち着く。この詩はあたり前のことを言っておる。しかし、人はなかなかあたり前のことを言わんし、やらん。それじゃいかん。わしに一本（巻き物）をください」と、言われた。大分の杵築（きつき 8/28～8/30）の集いで「決してあきらめず雑木林の決意」を一本プレゼントすることを約束しました。また、一本書がなくちゃ！ 益永さんが確実に雑木林を拡げていきます。三月の卒業式に「東京の河原井・根津と共闘」の態度表明として「不起立」をした小学校の教員の発言も心に残りました。「教員なら誰でもできる『君が代不起立』ですが、自ら二重にも三重にも巻きつけた鎖を、ひとつひとつ取り外さないといけない行為でした。しかし取り外し始めると、身も心も軽くなることができました」と。この発言と若ものが言った「規制の中で一番怖いのは自己規制であることに気付きました」が、重なりました。大分では、草原のなかにある「あるがまま舎」というお店やさん・情報センターに出逢いました。私は「今」から働いてもいいなというくらい気に入りました。店主の吉岡さんは「解雇撤回・停職の人から、貰いにくいな」と言いながら、やさしい計らいをしてくださいました。心から感謝です。草原のまわりには雑木林が限りなく連なっているのが見え、とても印象的でした。

#### ③ 北海道

賛同団体 34 からなる《河原井純子・根津公子さんの「君が代解雇」を許さない北海道の集い》に、根津さんは飛行機で飛んで、私は陸路で行って来ました。北海道は行くたびに感じるのですが、スケールの大きい雑木林の存在です。人の層の厚さと熱さです。脚で確実にまわりながら、はやくからの準備ありがとうございました。江別の9条の会の

方が、採りたてのトマトをもって駆けつけてくださいました。味が濃くとってもおいしかったです。北海道からの「解雇」を許さない雑木林をさらにつなげてゆきたいと思いました。七生養護の「ここから裁判・9・3判決」も話題になりました。120名の参加者と報告がありました。

④三重県教組学習会 二泊三日 湯の山温泉希望荘にて

「北勢高支部夏季学習会」で「フィンランドの教育事情」と「東京の教育現状」を天国と地獄と紹介されました。私は「フィンランドの教育は雑木林を育てているのではないのでしょうか」と問いかけました。三重でもいよいよ「教職員育成システム」の試行が実施され、その対応と課題について話し合いがされました。東京の「分限事由に該当する可能性がある教職員に関する対応指針」について紹介し、「黙っているとこれからは頑強な体のイエスマンの教員しか生き残れません」と訴えました。免許更新制については「なぜ教員だけなのか、これは詐欺行為以外のなにものでもない」と怒りをもって出されました。免許更新制に「NO」と声を大にしているのは、当該者じゃなく、免許更新制をはずれた年齢の高い教員ばかりというのが、とても気になりました。

⑤三重から神奈川・相模湖畔へ 八王子保育教育を考える会・合宿

三重から、相模湖・清水亭で一泊二日の合宿へ。定時制高校を卒業して働くHさんから「今思っていること」の近況報告があり、秋葉原事件と企業の雇用形態や、郊外の大型店ではない近くの小売店と暮らしの見直しについて、などの話し合いができた。全国の皆さま、ありがとうございます。会員になってくださったり、カンパなどのあたたかい共闘に感謝いたします。これからも行脚はつづきます。大分の杵築、千葉、そして三重・津市、沖縄といつもいつも一緒です。

「決してあきらめず・雑木林の決意」とともに。

●ドキュメンタリー映画「あきらめないー続・君が代不起立」完成試写会

9月4日(木) 19.00 開演 なかのゼロ視聴覚ホール

石原都教委による「日の丸・君が代」強制に抵抗をつづける教員のたたかいを描いた「君が代不起立」(06年)の続編「あきらめないー続・君が代不起立」が、ようやく完成しました。作品は、07年3月から08年3月までの1年間を追ったもので、根津公子さんの解雇をめぐる緊迫した攻防などを描いています。時間は75分。なお、制作がぎりぎりになったため、9月4日はあくまで「試写版」としての上映となります。ですから本当の意味で「試写会」です。ぜひご参加いただき、感想など寄せていただければ幸いです。メディア関係者の方もぜひお越し下さい。11月には大上映会を行う予定です。

(ビデオプレス松原)

## 当面のスケジュール

ご支援をお願いいたします 事務局

- ▼ 9・4 8:00～** 都庁前チラシまき
- 10:30～** 裁判傍聴  
河原井さん・根津さん（07 被処分）取り消し裁判 528 号法廷
- 13:10～** 裁判傍聴  
河原井さん（04 被処分）を含む被処分者の会の合同裁判  
103 号法廷
- 18:30～** 試写会（開演は 19:00 から）  
映画「あきらめない一統・君が代不起立」完成試写会  
なかのゼロ 視聴覚ホール（東京・中野駅南口徒歩7分 03-5340-5000）  
制作者（ビデオプレス）と出演者（根津さん他）のトークあり  
参加費：500 円（制作資金カンパ・DVD 予約をいただいた方は無料）
- ▼ 9・11 16:30～** 裁判傍聴  
根津さんを含む東京教組（04・05 被処分）10 人の合同裁判  
528 号法廷
- ▼ 9・19 18:30～** 集会  
河原井・根津裁判の勝利をめざす 9・19 集会 中野商工会館  
詳しくは同封のチラシをご覧ください
- ▼ 10・6 13:00～** 裁判傍聴  
河原井さん・根津さん（06 被処分）取り消し裁判 522 号法廷  
証人尋問 市川須美子さん（教育法学者）  
北村小夜さん（「障害児を普通学級に・全国連絡会」世話人）

河原井さん根津さんらの「君が代」解雇をさせない会 ニュース 18 号 の主な内容

■首切り自由の「分限指針」の撤回を要求します

☆公開質問状 3 p～

☆撤回要請書 6 p～

■06 被処分裁判報告（証人尋問・持田指導課長 福田校長 生徒 保護者） 根津公子 7 p～

■全国行脚 夏の報告（決してあきらめず 雑木林の決意と共に） 河原井純子 13 p～

■お知らせとお願いのページ 16 p